

平成 29 年 度 事 業 計 画 書

(平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで)

平成 29 年度は、公益目的事業である整体法研究・教育事業をこれまでの実績を踏まえ、事業の一層の充実を図るため、次の各事業を推進する。

- I. 会員教育・指導者養成事業
- II. 資格審査事業
- III. 学会開催事業
- IV. 機関誌刊行事業

I. 会員教育・指導者養成事業

(1) 活元運動

① 活元運動普及会

- ・ 於：各整体指導室

② 活元運動研修会

- ・ 本部修養講座(東京) 講座名「活元運動」 於：本部道場
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)
- ・ 本部修養講座(京都) 講座名「活元運動」 於：京都研修会館
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)
- ・ 活元運動全国大会 於：本部道場、各整体指導室 9 月

③ その他、活元運動に関する講座 於：本部道場 他

講師、内容については検討中

(2) 整体操法

① 整体法の個人指導 於：各整体指導室

② 整体法講座

- ・ 本部修養講座(東京) 講座名「整体操法」 於：本部道場
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)
- ・ 本部修養講座(京都) 講座名「整体操法」 於：京都研修会館
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)

④ 体癖講座

- ・ 本部修養講座(東京) 講座名「体癖研究」 於：本部道場
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)
- ・ 本部修養講座(京都) 講座名「体癖研究」 於：京都研修会館
第 1 期(5～7 月)、第 2 期(9～11 月)、第 3 期(1～3 月)

- ⑤ 整体生活実践講座
- ・本部修養講座(東京) 講座名「整体生活」 於：本部道場
第1期(5～7月)、第2期(9～11月)、第3期(1～3月)
 - ・本部修養講座(京都) 講座名「整体生活」 於：京都研修
第1期(5～7月)、第2期(9～11月)、第3期(1～3月)
- ⑥ 独観法三日間講座 於：本部道場 8月26日～28日
- ⑦ 双観法三日間講座 於：本部道場
4月7日～9日
12月8日～10日
- ⑧ 講義記録を聴講する会 於：本部道場 毎月20日

(3) 内観的身体技法

- ① 愉気法研修会
- ・本部修養講座(東京) 講座名「愉気法」 於：本部道場
第1期(5～7月)、第2期(9～11月)、第3期(1～3月)
 - ・本部修養講座(京都) 講座名「愉気法」 於：京都研修会館
第1期(5～7月)、第2期(9～11月)、第3期(1～3月)
- ② 内観的身体技法
- ① 稽古会
- イ. 春期(5～7月)、秋期(9～11月)、冬期(1～3月) 於：全国稽古場
(動法・脱力動法・感応動法・行気法・相互行気他)
 - ロ. 公開講話 於：本部稽古場、京都研修会館 毎月1回
 - ハ. 整体操法講座 於：本部道場 4月、8月12月
- ② 個別稽古 於：全国各稽古場
- ③ 動法
- ④ 動法講座 於：全国各稽古場
- ⑤ 動法基礎 於：本部稽古場、京都研修会館
春期(5～7月)、秋期(9～11月)、冬期(1～3月) 各月1日

- (4) その他、整体法に関連する講座 於：本部道場 他
講師、内容については検討中

II. 資格審査事業

- ① 整体段位認定試験 於：本部道場、京都研修会館 10月を予定
・準段位、初段位、2段位、3段位
- ② 活元コンサルタント資格認定試験 於：本部道場
(1次試験) 9月を予定 (2次試験) 12月を予定
- ③ 整体コンサルタント資格認定試験 於：本部道場 12月を予定

- | | | |
|----------------|----------------------|-------|
| ④ 整体コンサルタント研修会 | 於:本部道場 | 6月22日 |
| ⑤ 整体コンサルタント補習会 | 5月、9月、11月、12月 | 各22日 |
| | 於:本部道場・京都研修会館・阪神地区道場 | |
| ⑥ 活元コンサルタント研修会 | 於:本部道場 | 7月 |
| ⑦ 動法教授資格者認定試験 | 於:本部稽古場 | 12月 |
| ⑧ 技術研究員資格認定試験 | 於:本部稽古場 | 12月 |
| ⑨ 動法教授資格受験者講習 | 於:本部稽古場 | 4月、8月 |

Ⅲ. 学会開催事業

身体教育研究所等による、他分野に於ける身体技法の研究

Ⅳ. 機関誌刊行事業

- ① 『月刊全生』の会員への配布 毎月1回
- ② 『月刊全生』の海外会員への配布 毎月1回
- ③ 各地国公立図書館及び各地大学図書館への寄贈